

答申書
(答申第3-1号)

第1 審査会の結論

審査請求人が平成30年1月22日及び平成30年2月13日に提起した、平成29年10月24日付けの公文書部分公開決定処分他2件及び平成29年11月28日付けの公文書部分公開決定処分についての審査請求は、棄却されるべきである。

第2 事案の概要

- 1 平成29年10月12日、平成29年10月16日及び平成29年11月14日に、審査請求人が津幡町長に対し公文書公開請求書を提出した。
- 2 平成29年10月24日、平成29年11月10日及び平成29年11月28日に、津幡町長が審査請求人に対し公文書部分公開決定通知書及び公文書非公開決定通知書を通知した。
- 3 審査請求人は、平成30年1月22日及び平成30年2月13日に、津幡町長に対し本件処分の取消しを求める審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、文書不存在という理由により非公開となった文書が、作成されていて然るべき文書で当然存在すべきであるとの主張であり、速やかな公開を求める、というものである。

2 処分庁の主張

平成29年10月24日付け公文書部分公開決定について、審査請求人の求める文書は不作成のため、物理的不存在である。平成29年11月10日付け公文書非公開決定について、書面による決裁等は行われていないため、審査請求人の求める文書は物理的不存在である。平成29年11月28日付け公文書非公開決定について、審査請求人の求める文書は不作成のため、物理的不存在である。平成29年11月28日付け公文書部分公開決定について、「津幡町複写機等の利用等に関する要綱」を特定したことは妥当であり、請求に係る文書は不作成のため、物理的文書不存在である。

第4 調査審議の経過

平成30年3月15日 諮問の受付
令和3年8月3日 審議

第5 審査会判断の理由

平成30年1月22日付けで審査請求人が提出した審査請求に係る文書は、処分庁が行政連絡事務を遂行するに当たり、必要不可欠な文書であるとは考えられず、また、それら文書の不作成が関係法令に抵触することは認められない。そして、審査請求人が提出した文書の受付受理決裁状況を示す文書については、書面による決裁等を行われておらず、受理した文書を必ずしも書面決裁する必要があるわけではない。加えて、町民等からの要請書等を受けた場合の受理・処理等の手続きを定めた例規等についても、業務遂行上、そのような特定の種類の依頼に対する処理手続きを定めた文書が必要不可欠であるとは考えられず、また、要請書等に関する書面回答を行っていないため、文書が物理的不存在であったとしても不自然はない。

平成30年2月13日付けで審査請求人が提出した審査請求に係る文書に関し、コピー代負担を求める例規根拠について、請求内容では対象者が特定されていないため、利用対象者が限定されている要綱の公開は妥当であると考えられる。また、窓口対応（適切な応接等）を定めた例規・通達、指導・教養資料に該当する例規等も業務遂行上、必要不可欠であるとは考えられないため、文書が物理的不存在であったとしても不自然はない。

よって、審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求める理由としては、採用することができない。

第6 結論

以上のことから、本件審査請求には理由がないため、請求人の主張に基づき本件処分を取り消すべきであるとはいえず、棄却されるべきである。

令和3年8月20日

津幡町行政不服審査会

会長	中村 寛二
職務代理人	宮前 悟
委員	潟端 良子
委員	松村 紀子
委員	山本 悦子